

那覇市公報

第1556号

毎月2回 1, 15日発行
発 行 所
那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

- 那覇市消防本部の組織等に関する規則の一部を改正する規則(消防本部総務課)
.....432

◇告 示◇

- 平成 23 年（2011 年）8 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について
(総務課)433
- 平成 23 年（2011 年）8 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について
(総務課)433
- 平成 23 年 3 月那覇市告示第 205 号で指定した一部の地域における市税に関する申
告期限等を定める件(税制課)434
- 那覇広域都市計画道路の変更について(都市計画課).....435

◇公 告◇

- 那覇広域都市計画地区計画の原案について(都市計画課).....436
- 全国市有物件災害共済会の事業経営状況について(管財課).....437

◇監査委員公表◇

- 平成 22 年度後期定期監査の結果に対する措置について（公表）438

規 則

那覇市規則第37号

平成23年 8 月 11 日

公 布 済

那覇市消防本部の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市消防本部の組織等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市消防本部の組織等に関する規則(昭和47年那覇市規則第55号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則	付 則 <u>3 当分の間、第3条第2項中「参事」とあるのは「参事監及び参事」と、同条第3項の表以外の部分中「参事」とあるのは「参事監、参事」と、同項の表の左欄中「消防長」とあるのは「消防長 参事監」と、第4条第4項中「参事」とあるのは「参事監、参事」とする。</u>
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市消防本部の組織等に関する規則の規定は、平成23年7月29日から適用する。

告 示

那覇市告示第 80 号

平成 23 年 8 月 8 日

掲 示 済

平成 23 年（2011 年）8 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について

平成 23 年（2011 年）8 月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長 翁 長 雄 志

付 議 事 件 名

- 1 那覇市監査委員の選任について
- 2 那覇市監査委員の選任について

那覇市告示第 81 号

平成 23 年 8 月 9 日

掲 示 済

平成 23 年（2011 年）8 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について

平成 23 年（2011 年）8 月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長 翁 長 雄 志

付議事件名

- 1 南部広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
- 2 沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 3 那覇市農業委員会委員の推薦について
- 4 議席の一部変更

那 覇 市 告 示 第 8 4 号

平成 23 年 8 月 16 日

掲 示 済

平成 23 年 3 月那覇市告示第 205 号で指定した一部の地域における市税に関する申告期限等を定める件

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 5 の 2（災害等による期限の延長）及び那覇市税条例（昭和 47 年条例第 80 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 23 年 3 月那覇市告示第 205 号において別途告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に居住又は所在する納税者に係る者については、その期限が平成 23 年 3 月 11 日から同年 9 月 29 日までの間に到来するものについて、同年 9 月 30 日とする。

那覇市長 翁 長 雄 志

県	地 域	
岩 手 県	盛岡	盛岡市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町
	宮古	岩泉町、田野畑村
	水沢	奥州市、金ヶ崎町
	花巻	花巻市、北上市、西和賀町
	久慈	久慈市、普代村、野田村、洋野町
	一関	一関市、平泉町、藤沢町
	釜石	遠野市
	二戸	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町
宮 城 県	仙台北	仙台市青葉区の一部、宮城野区の一部、泉区、大和町、大郷町、富谷町、大衡村
	仙台中	仙台市青葉区の一部、宮城野区の一部、若林区
	仙台南	仙台市太白区、名取市、岩沼市、亘理町、山元町
	塩釜	塩釜市、松島町、七ヶ浜町、利府町
	古川	大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町
	大河原	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町
	築館	栗原市
	佐沼	登米市

福 島 県	福島	福島市、伊達市、桑折町、国見町
	会 津 若 松	会津若松市、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町
	郡山	郡山市、三春町、小野町
	いわき	いわき市
	白河	白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村
	須賀川	須賀川市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町
	喜多方	喜多方市、北塩原村、西会津町
	相馬	相馬市、新地町
	二本松	二本松市、本宮市、大玉村
	田島	下郷町、桧枝岐村、只見町、南会津町

那覇市告示第 85 号

平成 23 年 8 月 22 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路の変更について

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、那覇広域都市計画道路の変更をしたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那覇市

上記代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画の種類

那覇広域都市計画道路

2 都市計画を定める土地の区域

那覇広域都市計画道路の変更

3・5・那 1 5 号 牧志壺屋線

変更する部分 那覇市壺屋 1 丁目の一部

7・7・那 2 5 号 一銀細街路

変更する部分 那覇市久茂地 3 丁目の一部

3 縦覧場所

那覇市都市計画部都市計画課（那覇市銘苅 2-3-1 新都心銘苅庁舎 5 階）

公 告

那覇市公告第 100 号

平成 23 年 8 月 10 日

掲 示 済

那覇広域都市計画地区計画の原案について

那覇市地区計画等の案の作成手続きに関する条例(昭和 59 年那覇市条例第 22 号)第 2 条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該地区計画の原案について、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 16 条第 2 項に規定する者は、公告の日の翌日から起算して 3 週間を経過する日までに那覇市長に意見書を提出することができる。

那覇市

上記代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の種類
那覇広域都市計画地区計画
- 2 都市計画の名称
那覇市大名市営住宅地区地区計画
- 3 都市計画を定める土地の区域
那覇市首里大名町 3 丁目の一部
- 4 縦覧場所及び意見書の提出先
那覇市都市計画部都市計画課（新都心銘苅庁舎 5 階、TEL 098-951-3246）
- 5 縦覧期間
平成 23 年 8 月 10 日（水）から平成 23 年 8 月 24 日（水）まで
（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、土・日曜日は除く。）
- 6 意見書の提出期間
平成 23 年 8 月 10 日（水）から平成 23 年 8 月 31 日（水）まで
（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、土・日曜日は除く。）

那覇市公告第 126 号

平成 23 年 9 月 1 日

全国市有物件災害共済会の事業経営状況について

地方自治法第 263 条の 2 第 3 項の規定に基づき、社団法人全国市有物件災害共済会の平成 22 年度事業経営状況を、下記のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

平成 22 年度事業経営状況

1	平成 22 年度末現在会員市数	678 市
2	建物総合損害共済	
	受託市数	657 市
	共済責任額	62,707,601,110,000 円
	分担金収入	6,158,067,261 円
	支払共済金	2,822,959,903 円
3	自動車損害共済	
	受託市数	655 市
	分担金収入	3,198,223,067 円
	支払共済金	2,159,908,298 円
4	正味財産の増減	
	増加	
	実質収納分担金等	9,369,692,404 円
	受取利息等	582,864,059 円
	会館収益金	3,165,076,539 円
	その他	4,000,000 円
	計	13,121,633,002 円
	減少	
	災害共済金等	5,450,965,517 円
	会館運営費	2,653,233,036 円
	管理費	1,315,171,248 円
	減価償却費及び繰入額等	3,779,314,103 円
	計	13,198,683,904 円
	当期一般正味財産増減額	Δ 77,050,902 円
5	平成 22 年度末現在の共済基金	
	共済基金の前年度繰越額	65,806,570,489 円
	平成 22 年度積立額	Δ 77,050,902 円
	平成 22 年度末現在共済基金	65,729,519,587 円
	（一般正味財産）	

監査委員公表

那 監 公 表 第 2 号
平成 23 年 9 月 1 日

那覇市監査委員	大 嶺 英 明
同	宮 里 善 博
同	久 高 将 光
同	喜 舎 場 盛 三

平成 22 年度後期定期監査の結果に対する措置について（公表）

平成 22 年度後期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長から通知があったので、別添のとおり公表します。

平成 22 年度定期監査（後期）の結果に伴う措置状況について

○ 共通

補助金の歳入調定について（注意事項）

補助金の歳入調定について、国又は県から交付決定額の通知があったにもかかわらず、補助金確定後に調定をするとの誤った解釈や失念等により、調定がされていない事例が見受けられる。

補助金の歳入調定については、規則等により調定の時期を補助金確定後に定めている場合を除き、一般的には交付決定通知があったときに調定を行うこととされていることから、当該通知があった場合は直ちに調定をしなければならない。

調定の遅れは債権管理及び資金収支計画に支障をきたすことから、適切な事務処理を行うよう注意されたい。

総務部

○ 総務課

防災マップの歳出予算計上について（注意事項）

役務費手数料（95 万 5,000 円）は、平成 22 年度版防災マップ作成費用のため、印刷製本費へ全額を予算流用されている。

予算編成に当たっては、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。

予算流用は、止むを得ない場合の例外的措置であるため、安易に流用で対応することがないよう適切な予算計上に努められたい。

☐ 注意事項に関する措置

予算編成時には予算編成要領に留意して十分に事業内容を検討し、安易に流用で対応することがないよう適切な予算計上に努めます。

○ 平和交流・男女参画室

補助金の歳入調定について（注意事項）

共通の指摘事項を参照（大規模駐留軍用地跡地等利用推進費補助金）

☐ 注意事項に関する措置

歳入調定について、補助金確定後の調定と誤解し、歳入調定が遅滞となっていました。今後は関係規則等に従い、迅速かつ適正な事務処理に努めてまいります。

○ 管財課

光熱水費の削減について（要望事項）

市役所仮庁舎の電気料削減のため、デマンド監視業務委託（最大需要電力及び電力使用量の監視装置設置及び監視に関する業務の委託）を導入しており、毎月約 40 万円、年間で約 480 万円の削減効果が見込まれている。庁舎維持管理費については、今後とも一層の削減に努められたい。

☐ 要望事項に関する措置

平成 22 年度における市役所仮庁舎の電気料削減効果は、概算料金で 480 万円となっています。これは、最大需要電力監視装置を取り付けることで、契約電力を 930Kw から 650Kw へと減じたことが主な要因です。

平成 23 年度からは、契約電力を 495Kw へと減じているため、さらなる削減効果が見込まれています。

○ 新庁舎建設室

補助金の歳入調定について（注意事項）

共通の指摘事項を参照（沖縄県市町村磁気探査支援事業補助金）

☐ 注意事項に関する措置

今後、補助金の歳入については、交付決定通知を受けた後、直ちに調定を行い、適切な事務処理に努めます。

企画財務部**○ 企画調整課**

補助金の歳入調定について（注意事項）

共通の指摘事項を参照（対米請求権地域振興助成事業助成金）

☐ 注意事項に関する措置

平成 23 年度は、（社）沖縄県対米請求権事業協会から助成金交付決定通知が届いた後、速やかに調定を立てる処理を行いました。

今後は、同助成金にかかる処理内容を事務マニュアルに記載し、処理フローの共有化を図ってまいります。

○ 情報政策課

業務委託の事務処理について（注意事項）

業務委託において、内容に最も詳しいことを理由に同じ担当者が、発注事務と検査業務を行っている。那覇市契約規則第 32 条により基本的に検査員と監督員の兼務を禁止しているので分離することが望ましい。また、業務の履行報告にバラツキが見られたことから、今後は業務マニュアル等の整備によりチェック体制を確立し、適切な事務処理に努められたい。

☐ 注意事項に関する措置

平成 22 年度定期監査（後期）の結果指摘事項等において指摘を受けた業務委託の事務処理について（注意事項）は、那覇市契約規則 32 条の趣旨に基づき、監督員及び検査員それぞれの役割を明らかにして、兼務を禁止しました。

業務の履行報告についても、事務フローを整備し、平成 23 年 2 月の課全体会議で全員で確認して改善しました。

健康福祉部**○ 福祉政策課**

1 補助金の歳入調定について（注意事項）

共通の指摘事項を参照（沖縄県緊急雇用創出事業臨時特例補助金）

☐ 注意事項に関する措置

補助金の歳入調定については、那覇市会計規則に基づき、補助金交付決定通知を受け、適正であることを調査した上で、直ちに歳入調定をするよう適正な事務執行に務めてまいります。

2 団体負担金の支出について（注意事項）

石嶺地域福祉まつり実行委員会に対し、運営金の一部を負担金（4 万 5,000 円）交付しているが、交付団体の運営状況について平成 21 年度決算書で確認した結果、収入（191 万 2,625 円）に占める支出（107 万 1,703 円）の割合（収支比率 56.0%）が低く、収支差額（84 万 922 円）は剰余金として翌年度へ繰

り越している。負担金は交付額の多寡にかかわらず、財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則及び決算等で検証し、負担金見直し等を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

監査指摘をふまえ、収支状況等について検討した結果、負担金の支出を行わないよう見直しを行いました。

3 民生委員・児童委員の確保について（要望事項）

本市における民生委員・児童委員は、平成 22 年 11 月 30 日現在の定数 459 人に対し現員 402 人で 57 人の欠員となっている。

民生委員・児童委員は、常に住民の立場に立って安心して暮らしやすい地域社会をつくるために、地域住民の実態や福祉需要を適切に把握する社会調査、生活相談、社会福祉の制度や福祉サービスの情報提供等の活動を行うなど福祉増進を図るため欠かせない存在であることから、民生委員・児童委員の重要な役割や活動を広報し関心を高め、今後も民生委員児童委員連合会や自治会等と連携し、民生委員推薦準備会の活性化を図るなど、十分な委員の確保に努められたい。

□ 要望事項に関する措置

本市における民生委員児童委員は、一斉改選を経て平成 23 年 3 月 31 日現在で定数 459 人に対し現員数 389 人で 70 人の欠員となっております。

民生委員・児童委員の推薦に向けて地域各団体のご協力を頂く民生委員推薦準備会も定着してきており、現在までに 74 名の候補者の推薦をいただいております。引き続き、民生委員・児童委員の活動に関する広報活動や、準備会の活性化を推進していくため、各団体と連携を図り、欠員解消に向け努めてまいります。

○ 保護管理課・保護第一課・保護第二課

1 補助金の歳入調定について（注意事項）

共通の指摘事項を参照（沖縄県緊急雇用創出事業臨時特例補助金（福祉関係）、生活保護適正実施推進事業補助金）

□ 注意事項に関する措置

今後は、交付決定通知があった場合は直ちに調定をするよう、適切に事務処理を行うよう努めます。

2 生活保護費の不正受給について（要望事項）

長引く景気の低迷により、生活保護の扶助件数が年々増加の傾向にある。こうした生活保護の受給世帯・人員数の増加に伴い、不正受給が増加する傾向にある。平成22年11月30日現在、不正受給件数106件、不正受給額約5,300万円となっている。生活保護費の増加が今後も予想されるなか、不正受給が増えると

生活保護制度の根幹を揺るがす要因となることから、実態調査等を十分に行うなど、不正受給に対するより適切な対応が必要とされる。引き続き生活保護の適正化や自立支援を図るとともに、不正受給防止対策の強化に努められたい。

□ 要望事項に関する措置

今後も、家庭訪問や各種調査、関係機関との連携等により、被保護世帯の生活実態を把握し、不正受給の未然防止及び保護制度の適正実施に努めてまいります。

3 未収金の徴収について（要望事項）

生活保護費返還徴収金の未収金は、平成 22 年 11 月 30 日現在、3 億 3,947 万 9,880 円である。分納納付相談による返済や別途送金制度等の活用による徴収方法を導入し、徴収率向上に一定の成果を上げているが、依然として保護費返還金は多額であることから、今後もなお一層未収金の徴収に努められたい。

□ 要望事項に関する措置

今後も、分納納付相談による返済や別途送金制度等の活用により、未収金徴収に努めます。また、生活保護を廃止した者からの徴収については、戸籍附票等の確認により現住所を調査し、催告書や納付書の発送及び納付相談等を行う等、徴収に努めてまいります。

（健康保険局）

○ 健康推進課

過年度支出について（注意事項）

健康増進事業（胃がん検診等）については、医療機関からの請求漏れ（遅れ）等により、平成 21 年度に実施した検診を平成 22 年度予算から支出している。

過年度支出は会計年度独立の原則の例外規定であり、同事業において多数（66 件、3,246 万 9,673 円）の過年度支出が見受けられ不適切な事務処理である。

「がん検診及び結核検診実施要領」、「がん検診及び結核検診業務委託契約書」を遵守し、医療機関と連携を強化することにより、請求漏れ（遅れ）等が生じないように適切な事務処理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

本市の検診を受託いただいている医療機関等には、検診事業説明会などの機会を通じて、請求書の速やかな提出をあらためてお願いしたところです。その一方で、請求の中には受診者の精密検査の受診を待ってしか請求できないなど、一概に病院だけの事情だけで遅れるわけではない場合もあります。出納閉鎖後の請求に対しては（地方自治法施行令第 165 条の 8 の定めにより）請求のあった年度での支払いを行います。請求書の期限内提出をあらためて呼びかけることで、過年度支出となるような支払いの発生を抑制することに努めることとします。

○ 国保長寿医療課

滞納繰越分の未収金について（注意事項）

未収金対策としては、資格取得の届出遅延者に係る適用、保険税賦課の適正化、収納体制の充実・強化、保険税・賦課事務の適正化、口座振替の促進、特別滞納整理指導員(非常勤)及び滞納整理班の設置、国民健康保険税被保険者への広報・啓発等を行っている。

しかし、平成 22 年 11 月 30 日現在の国民健康保険税（一般・退職被保険者）の滞納繰越分の収入未済額は 24 億 4,456 万 6,338 円あることから縮減に努められたい。

国民健康保険税滞納繰越分収納状況(平成 22 年 11 月 30 日現在) 単位：円、%

科 目		調 定 額	収入済額	収入未済額	収入率
一般被保険者国民健康保険税		2,498,239	110,804	2,387,434	4.4
内 訳	医療給付費分	2,279,115	101,476	2,177,638	4.5
	介護納付金分	219,124	9,328	209,795	4.3
退職被保険者国民健康保険税		61,204	4,072	57,132	6.7
内 訳	医療給付費分	54,961	3,557	51,403	6.5
	介護納付金分	6,243	514	5,728	8.2
合 計 額		2,559,443	114,877	2,444,566	4.5

□ 注意事項に関する措置

これまで、現年度の収納率が一定の基準以下だと国からの交付金が減額されること、及び現年末納分が滞納繰越分となるため、その防止策として現年度分を優先して徴収する方針を取ってきました。また国保加入者は低・中間所得者の占める割合が高いこと、更に最近の雇用情勢の悪化等の要因もあり、現年度分の納付で精一杯で滞納繰越分までは納付できない世帯が多い状況にあります。

以上のような理由により滞納繰越分の収納率が低くなっており、平成 22 年度の収納率は 6.4%となっております。

平成 22 年度収納対策として次の取り組みを行ないました。

- ・職員・電話督促員による電話督促
- ・文書(催告書等)による納付督促
- ・収納推進員による訪問徴収・相談
- ・短期保険証交付による納税相談の促進
- ・現年度との並行納付の促進
- ・滞納整理(資産調査と差押等)

平成 23 年度の取り組みについて

平成 22 年度までは現年度優先で徴収してきましたが、平成 22 年度から交付金の減額が廃止されたこと、及び滞納繰越分の収納率が低いため、年度の重点課題として、より一層取組強化を図っていきます。

主な収納対策について

- ・滞納整理体制の充実・強化を図り、滞納処分を強化していきます。

- ・ 特別滞納整理指導員 1 人(非常勤)を配置し、滞納繰越分を中心に滞納整理の強化を図ります。
- ・ 滞納状況分析を行ない、重点取組みや徴収強化月間等を設定します。

○ 特定健診課

特定健康診査事業について（要望事項）

特定健康診査事業等については、40 歳～74 歳の国民健康保険加入者を対象に、今年度においては受診率目標値を 40%に設定し、同事業を実施している。

受診率の向上を図るための取り組みとしては、電話による受診奨励等の広報・啓発、受診しやすい体制づくりとして検診料金の無料化、経済的インセンティブ（旅行券の進呈等）を行っている。

しかし、平成 22 年 11 月 30 日現在の受診率は 21.3%であり、今後とも創意工夫を凝らした広報・啓発等を展開し、より一層受診率向上に努められたい。

□ 要望事項に関する措置

平成 22 年度の受診率は、35%前後に達する見込みで、特定健診制度が開始されてから 3 年間で約 16 ポイント上昇しており、受診率は徐々に伸びています。

平成 23 年度は、国保証と受診券を一体型にしましたので、より利便性が向上したほか、広報の連携として、各医療機関の玄関口で「特定健診のぼり旗」を掲示していただき、来院の方にも特定健診を積極的に PR しているところ です。

そのほか、自治会等で生活習慣病の学習会を随時開催しながら、市民が自発的に健康づくりを実践できる環境をめざし、今後も受診率向上に向け取り組んでまいります。

こどもみらい部

○ こどもみらい課

1 歳出予算の計上について（注意事項）

保育料徴収代行業務委託は予算現額 450 万円に対し執行済額が 48 万 1,436 円と執行率が著しく低くなっている。予算計上に際しては、前年度の執行額等を基に、必要経費を的確に見積り、予算計上を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

今後は前年度の保育料徴収実績に基づき、徴収見込み額を適切に算出し予算計上を実施いたします。

2 機械警備業務委託について（注意事項）

公立保育所における機械警備業務委託（12 ヶ所）については、初年度は競争入札を行っているものの、以降は当該落札業者と随意契約を行っている。契約業務は競争入札が原則であり、競争入札による長期契約を行い経費節減に努められたい。

☐ 注意事項に関する措置

これまでの機械警備業務委託については、保育所園舎の建替えや民営化計画により警備対象園舎が流動的になるため保守委託を含めた長期的な契約が実施できませんでした。今後はこれら計画等を整理しながら、競争入札による長期契約を実施してまいります。

○ 子育て応援課

補助金の歳入調定について（注意事項）

共通の指摘事項を参照（児童保護（助産）措置費、児童厚生施設等整備補助金）

☐ 注意事項に関する措置

補助金の歳入調定について、今後は関係規則等に従い、交付決定通知があった後、迅速かつ適正な事務処理に努めてまいります。

